

# 公 告

令和7年12月9日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、この都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、この都市計画の案については、広島市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、広島市に意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

## 1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）都市再生特別地区（広島八丁堀3番7番地区）

## 2 都市計画を決定する土地の区域

広島市中区八丁堀

## 3 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 都市計画課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

中区役所 建設部 建築課

## 4 縦覧期間

令和7年12月9日（火）から令和7年12月23日（火）まで